

所管部課	子ども未来部 子ども家庭センター	部長	志村 明子
件名	東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要旨</p> <p>内閣府令（母子保健法施行規則）の改正に伴い、養育医療券の再交付に係る規定が追加されたため、規則においても同様の規定の新設（確認的規定の追加）を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>第12条、第13条及び第14条において養育医療券の再交付に係る規定を新設する。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年7月25日 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布・施行総務課審査済み。</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>			